

議案第 1 0 号

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和46年岩倉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「84の項」を「86の項」に改める。

第2条及び第5条第4項中「86の項から107の項」を「88の項から
110の項」に改める。

別表中82の項を削り、83の項を82の項とし、84の項を83の項
とし、同項の次に次の1項を加える。

84	健幸づくり推進委員会委員	日額	7,450円
----	--------------	----	--------

別表中107の項を110の項とし、93の項から106の項までを3
項ずつ繰り下げる。

別表中92の項を94の項とし、同項の次に次の1項を加える。

95	スクールソーシャルワーカー	月額	183,400円
----	---------------	----	----------

別表中91の項を93の項とし、85の項から90の項までを2項ずつ
繰り下げ、84の項の次に次の2項を加える。

85	中小企業・小規模企業振興基本条例 検討委員会委員	日額	7,450円
86	都市計画マスタープラン及び緑の 基本計画検討委員会委員	日額	7,450円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。